

## 三原テレビ放送行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4 年 8 月 1 日～令和 7 年 7 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

子育てを行う男性労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標 1：男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

<対策>

- 令和 4 年 9 月～ 男性の育児休業等取得に関する資料（パンフレット等）を社員に回覧。男性社員も育児休業（短期間でも可）を取得可能なことを周知する
- 平成 4 年 10 月～ 厚生労働省の HP などを定期的に確認し、新たな制度が発表され次第、その都度内容を周知する  
該当者が出るときには本人及び上司等関係者に取得を働きかける。

目標 2：年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 10 日以上とする

<対策>

- 令和 4 年 8 月～ 部署ごとに、各社員の昨年度の年次有給休暇取得の現状を調査。
- 令和 4 年 10 月～ 有給休暇取得日の少ない社員へ、計画的な休暇取得を呼びかけ。
- 令和 4 年 12 月～ 半年経過時の有給休暇取得の現状を調査。取得が少ない場合、その原因を調査し、改善策を探る。
- 令和 4 年 1 月～ 業務改善を図り、確実に取得する。

目標 3：所定外労働の削減に努める

<対策>

- 令和 4 年 4 月～ 所定外労働の削減のために業務の見直しを行う。  
毎月、部署毎の所定外労働時間を公開する。